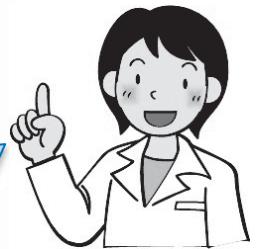


スマイルなんぶ通信 No.25



「なんぶ健康会議」に関わる課・組織が情報をお伝えします。
今回の担当は「福祉保健課 健康増進係」です。

4月の下旬から健診の申し込み用紙が皆さんのお手元に届き始めます。人間ドックや健診をきっかけに、自分の身体と向き合ってみませんか？
健康増進係では様々な健康教室を実施し、みなさんの健康づくりや生活習慣病予防、重症化予防のお手伝いをしています。興味のある方はぜひ一度ご参加ください。



☆糖尿病教室☆

今年度は平成29年4月～7月、平成29年12月～平成30年3月のそれぞれの期間に①糖尿病についての基礎知識②食事療法について③薬と検査値について④運動療法について、の全4回の内容を設定し開催します。糖尿病を治療するうえで大切な知識を押さえられる教室です。教室の雰囲気は明るく、参加者の方からも「楽しかった！」「参加して本当によかった」と感想をいただきます。気になる回のみの参加も可能ですので、お問い合わせください。

☆高血圧教室☆

平成27年度より開催しています。平成29年度からリニューアルし、平成29年10月10日（木）に第1回目を開催します。医師・保健師・栄養士がスタッフです。全地区で健診が行われた直後に開催しますので、健診受診後の不安を解消しにぜひご参加ください。

平成29年度より、
体制が変わり新しい
メンバーになりました。
全員で協力して頑張っ
ていきますので
よろしくお願ひいたし
ます。
ぜひ名前と顔を覚え
てください♪



☆こんにちは！保健師です☆



新築及びリフォームをお考えの方へ

町内住宅関連事業者で施工又は資材の購入を行えば補助金(商品券)が交付されます。

南部町では、平成29年4月1日より町内に新たな経済活力の創出を図るとともに、定住促進を推進することを目的として、町民が町内住宅関連事業者により自己の居住するための家屋を新築又はリフォームを行う場合に要する費用及び建築資材等購入費に対して、商品券を補助金として交付します。

補助金を受けるための注意事項

- 新築またはリフォームの際の施工業者及び建築資材購入店は、町内住宅関連事業者とします。
※町内住宅関連事業者とは、町内に本社又は本店が登記されている法人若しくは、本町に納税申告している個人の建築等の施工業者及び建築用資材等の供給業者とします。
- 補助金申請は、新築またはリフォームの施工開始よりも前に行う必要があります。

対象物件

補助対象物件は、南部町内に所在のある（新築の場合は南部町内に建築予定）居住用の家屋のみです。

※店舗や事務所等を併用する家屋については居住に供する部分のみです。また別荘等一時的に使用するもの、賃貸、販売等営利を目的とするもの及び車庫、倉庫等家屋本体以外の建物は対象外です。

対象者

補助金の交付の対象となる方は、次に掲げる全ての要件を満たす方です。

- 家屋の所在地に住民票を置き、住民基本台帳に登録されていること。又は、その見込みがあること。
- 新築又はリフォームを行う家屋に居住していること。又は、施工終了後に居住する見込みがあること。
- 市町村民税等の滞納がないこと。

対象事業費

補助金の交付の対象となる費用は、新築またはリフォームにかかった費用の合計額から、他の制度による補助金等（例：合併浄化槽補助金）の交付を受けた額を差し引いた額です。

対象外の費用

- 建物本体への給排水工事を除く外部廻りの工事、舗装工事、造園植栽工事等の外構工事に係る費用等
例：駐車場の舗装、車庫等
- 機器、設備等の購入費用が主となる施工費用等
例：エアコン、エコキュート等
- 他への譲渡設備等利益を得るための施工費用又は設備費用等
例：売電契約のある太陽光発電設備等
- 1件30万円未満の施工費用及び1件10万円未満の建築資材等の購入費
- 公共工事等に伴う移転補償、損害賠償等の補てんを受けた家屋のための費用等

補助金額等

この補助金は、補助金額相当を南部町商業協同組合が発行する商品券により交付いたします。

また、補助金の額は、補助対象事業費の20%（1,000円未満を切り捨て）とし、下記を限度額とします。

- 新築に要する費用等 20万円
- リフォームに要する費用等 10万円

補助回数

補助金（商品券）の交付の回数は、同一家屋につき5年間に1回を限度とします。

申請方法

この補助金の交付を受けるには、新築またはリフォームの施工開始よりも前に申請が必要です。

その他詳しい申請方法は、役場企画課（66-3402）へお問い合わせくださいか、南部町ホームページをご覧ください。